

○松阪市介護保険サービス事業者等監査実施要綱

令和4年4月1日告示第175号

松阪市介護保険サービス事業者等監査実施要綱

松阪市介護保険サービス事業者等監査実施要綱（平成19年松阪市告示第257号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第78条の7、第78条の9、第78条の10、第83条、第83条の2、第84条、第90条、第100条、第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第112条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）、平成18年旧介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者（以下「指定介護療養型医療施設開設者等」という。）、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。）、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者、同令第97条第1項に規定する旧

指定介護予防通所介護従業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「旧指定介護予防サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関し行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

（監査方針）

第2条 監査は、指定居宅サービス事業者等、指定地域密着型サービス事業者等、指定居宅介護支援事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等、指定介護予防サービス事業者等、旧指定介護予防サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者等（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、市長が条例で定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、市が当該サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを目的とする。

（監査対象の選定基準）

第3条 監査は、次に掲げる各号の情報について、当該各号に定める情報等から指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要と認める場合に行う。

（1） 要確認情報 次のいずれかの情報をいう。

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

エ 連合会及び保険者からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示すサービス事業者等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報 法第23条により指導を行った市長又は法第24条により指導を行った三重県知事がサービス事業者等において認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

（実施体制）

第4条 監査は、健康福祉部健康福祉総務課の職員が所属長の指示を受け実施するものとする。

2 監査は2人以上の者をもって行い、そのうち1人は、課長補佐級以上の職にある者を充てる。

（監査方法等）

第5条 市長は、指定の権限があるサービス事業者等に対する監査の実施を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知するものとする。この場合において、法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告するものとする。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査対象サービス事業者等の出席者（役職名等で可）

(5) 必要な書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

2 前項の監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該指定者を指定している全ての市町長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

3 指定権限等が三重県にあるサービス事業者等に対する市の監査における実施通知は第1項に準ずるものとし、指定の権限が三重県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等について、監査を行う場合、三重県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

4 市長は、前項の監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって三重県知事に通知する。なお、三重県と市が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

(復命書の作成)

第6条 監査担当者は、監査後、監査の内容について調書を作成し、問題点等を明確にした上で、速やかに上司に復命及び関係部署に報告しなければならない。

(県内の連携等)

第7条 市長は、指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し、次条の「行政上の措置」を行う場合には、事前に三重県知事に情報提供を行うものとする。

2 市は、法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

(行政上の措置)

第8条 監査において指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、市長は法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」の規定に基づき、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める行政上の措置をとるものとする。

- (1) 勧告 サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、勧告した場合は、当該サービス事業者等に対し、期限内に文書によりとった措置について報告を求める。
- (2) 命令 サービス事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定め、その勧告に係る措置を講ずるべきことを命令することができるほか、命令した場合には、その旨を公示しなければならない。この場合において、命令した場合は、当該サービス事業者等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。
- (3) 指定の取消し等 市長は指定基準違反等又は人格尊重義務違反等の内容等が、法第78条の10各号、第84条第1項各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。
- (4) その他 監査の結果については、文書により通知するものとする。なお、前各号に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。ただし、前各号に該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第9条 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下

「取消処分等」という。)に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第2項の各号にいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

（経済上の措置）

第10条 市長が取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正取得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 前号の不正利得については、原則として法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

3 返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、当該サービス事業者等に当該自己負担額を要介護者等に返還するよう指導するものとする。この場合において、県及び当該要介護者等宛にその旨通知するものとする。

4 不正利得の徴収等（返還金）にかかる事実が認められ、これにかかる返還金が生じた場合における返還期間は、原則として監査実施年度から過去5年間とする。

（連絡調整会議）

第11条 この要綱に定める監査における効果的な連携を図るため、松阪市サービス事業者等監査連絡調整会議を置く。

2 松阪市サービス事業者等監査連絡調整会議に必要な事項は、別に定める。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、監査に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第98号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。